## 主 文 本件上告を棄却する 上告費用は上告人の負担とする 理 由

上告代理人網野林次の上告理由及被上告代理人小松博美の答弁は何れも別紙記載 の通りである。

上告理由第一点について。

よつて本件上告は理由がないから民事訴訟法第四百一条第九十五条第八十九条により主文の通り判決する。

(裁判長判事 石丸友二郎 判事 萩原敏一 判事 呉屋愛永)